



発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-37 レス竹和武番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>

青色事業専従者や一般従業員（パート、アルバイトを含む）に給与を支払っている事業主の方へ

源泉指導会のご案内

6月22日(水)～7月11日(月)まで
事務局にて

源泉税額の計算、納付書の書き方等についての指導会です。

●ご来所時にお持ちいただくもの

- ①令和4年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- ②源泉税の納付書
- ③令和4年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書
- ④令和3年分の年末調整時の資料 …令和3年後期分の納付書(控)等

※源泉徴収簿・納付書をお持ちでない方は、事務局に用意がございますのでお申し出ください。

納期限

令和4年1月～6月分(前期分) 納期の特例の承認を受けている場合 **7月11日(月)** です。

①

区分	支払額	源泉税額	支払総額
1	31	100,000	720
2	28	100,000	720
3	31	100,000	720
4	30	100,000	720
5	31	100,000	720
6	30	100,000	720

②

納付書(納付簿) 32399 04 神奈川 00031978 110 12345678

源泉税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要になります。

預った源泉税額の合計額を納付書を用いて金融機関等で期限(7月11日)までに納付してください。

合計額 ¥4,320

● 消費税インボイス制度の登録申請受付中

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。現在当会では、インボイス(適格請求書発行事業者)の登録申請書の提出サポートを行っております。提出をされる方は個人番号と本人確認書類の写しを忘れずにお持ちください。

尚、令和5年1月～3月は確定申告期間となるため、インボイス(適格請求書発行事業者)の登録申請書の提出サポートができません。当会へ提出をされる方は令和4年中にご来所ください。

第10回定時総会 開催致しました



去る5月30日(月)午後3時30分から新横浜グレイスホテルにおいて第10回定時総会が開催されました。当日は新型コロナウイルス感染症防止のため規模を縮小して行われ、委任状を含め1,678名の出席があり、全議案審議の結果、原案通り可決承認されました。

- 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
第2号議案 令和3年度決算報告承認の件及び監査報告
報告事項1 令和4年度事業計画報告の件
報告事項2 令和4年度収支予算報告の件

議事終了後、来賓の高本神奈川税務署長から御祝辞をいただき、閉会となりました。

令和4年度事業計画

I 基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。未だ長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により小規模事業者にとり、大変厳しい状況が続いており、本年も引き続き本会の目的を達成するための諸事業を推進し、会員企業が関係する納税環境の変化に税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画

1 税制指導に関する事業

(1) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を

令和4年度 収支予算書

自: 令和 4年 4月 1日
至: 令和 5年 3月 31日 (単位: 円)

Table with 4 columns: 科目, 令和4年度予算額, 令和3年度予算額, 増減. Rows include 1 一般正味財産増減の部, 2 経常増減の部, 3 経常外増減の部, 4 指定正味財産増減の部, 5 正味財産期末残高.

通じ、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。

(2) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。

(3) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。

(4) 会計ソフト「ブルーリターンA」の利用普及を図り、経営・記帳の合理化を推進する。

(5) 会計システムを活用し指導相談体制の充実を図るとともに積極的にe-Tax利用を推進する。

(6) 社会保障・マイナンバー制度の定着に向け周知を図る。

(7) 会員の減価償却資産適正管理と利便性向上に資するため会計システムを活用し減価償却計算書の配布サービスを実施する。

(8) 消費税インボイス制度や電子帳簿保存法等、新たな制度の広報、周知に努める。

(9) 専門家による税務相談会を実施する。

(10) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。

(11) 一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。

2 組織の拡充に関する事業

(1) 記帳帳簿等保存制度の対象者拡大に伴い、指導活動を通じてより一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。

(2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。

(3) 役員研修会を開催し、税務知識を高め、組織の活性化と会員増強に役立てる。

(4) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。

(5) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。

3 広報等に関する事業

(1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。

(2) 機関紙「青色かながわ」を発行する。

(3) 地域行事・税を考える週間・確定申告期において、積極的に青色申告制度と本会のPRに努める。

(4) ホームページを活用し情報発信に努める。

4 福祉厚生に関する事業

(1) 研修旅行をはじめ各福利厚生活動を通じ、会員相互の親睦と交流を深める。

(2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。

(3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。

(4) 専門家による法律相談会を実施する。

(5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

5 会運営

(1) 理事会、委員会部会等の各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。

(2) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。

(3) 会財政の健全化に努める。

令和5年10月1日から

消費税

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります



そもそも消費税の仕組みって？

～ めいぐるみ取引の流れ（イメージ）～



消費税の申告ってどう計算するの？

$$\text{売上げの消費税額} \text{ (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額} \text{ (仕入税額)} = \text{納付する税額} \text{ (納付税額)}$$

差し引く計算が仕入税額控除 → 仕入税額控除にはインボイスの保存が必要 → インボイスがなければ仕入税額控除できない※
※ 一定期間、経過措置が設けられています

$$\text{② } 1,000\text{円 (売上税額)} - \text{① } 700\text{円 (仕入税額)} = \text{③ } 300\text{円 (納付税額)}$$

一定の場合、**簡易課税制度**を適用することができます

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

$$\text{売上げの消費税額} \text{ (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額} \text{ (仕入税額)} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

ステップ1
1,000円 × 70% = 700円
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2
1,000円 - 700円 = 300円
売上税額 仕入税額 納付税額

業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

インボイスの登録を受けるかどうかってどう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度**を選択している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

7月～8月港北出張所について

7月～8月の下記日程を予約制とさせていただきます。
ご来所の際は前日までにお電話にてご予約ください。
ご予約のない日は閉所とさせていただきますのでよろしく
お願いいたします。

- 予約開設日 ※8月15日(月)は夏季休業の為閉所となります。

7月	25日(月)
8月	1日(月)・ 8日(月)・ 22日(月)
	29日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 予約電話番号 045(577)0615

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会

(予 約 制)

- 日 程

税務相談	7月5日(火)
	8月2日(火)

法律相談	8月2日(火)

- 会 場 事 務 局
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 045(577)0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく 第1期分納期 令和4年7月1日～8月1日

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日(令和4年は8月1日)までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。(特別農業所得者以外)

「予定納税額の減額申請」

廃業、休業又は業況不振などの理由により、その年の6月30日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります。)

なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

横浜市からのお知らせ

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税(特別徴収分)の納入期限はいつまでですか?

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月11日が納入期限です。10日が金融機関等の休業日であれば、その翌日が期限になります。

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか?

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ホームページに「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか?

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ホームページ「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-3096 受付時間：8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落としによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届

【提出先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)